

群馬大学共同教育学部副学部長に関する要項

令和2年4月1日 制定

(趣 旨)

第1 この要項は、群馬大学共同教育学部副学部長（以下「副学部長」という。）に関し必要な事項を定める。

(設 置)

第2 本学部に、副学部長を置き、教授をもって充てる。

(職 務)

第3 副学部長は、学部長を補佐し、学部長の指示する全学部的な重要事項について企画・立案及び連絡調整等を行う。

(選 考)

第4 副学部長は、学部長が指名し、教授会の承認を得るものとする。

(任 期)

第5 副学部長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、学部長の任期を超えることはできない。

(要項の改廃)

第6 この要項の改廃は、教授会の議を経て、学部長が行う。

附 則

この要項は、令和2年4月1日から施行する。